

## 新型コロナウイルス感染症被害の長期化に伴う理事長声明

2020年（令和2年）5月13日

近畿弁護士会連合会

理事長 道上 明

1 現在、新型コロナウイルス感染症は世界的に未曾有の被害を及ぼしており、未だ収束の目途が立っていません。

当連合会は、亡くなられた多くの方々へ哀悼の意を表明すると共に、同ウイルスに感染し、療養をされている方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、我が国においては、4月7日に緊急事態宣言が発出され、更に5月6日の期限を5月31日まで延長するとの決定がなされました。

休業要請・指示、外出・移動の自粛要請等による市民生活、社会経済への打撃は、長期化が見込まれるところ、当連合会は、以下の喫緊の課題について、国及び地方自治体に、速やかな措置、対策を求めるものです。

(1) 休業補償等、実効性のある経済的支援の実施、拡充を図ること

既に緊急事態宣言に伴う休業・営業制限の要請・指示、外出・移動の自粛要請等により、社会全体の経済的な打撃は、拡大し、深まっています。とりわけ、経営基盤の弱い中小企業や個人事業者にとっては、短期間であっても営業活動が制限されれば経営破たんにつながりかねません。また、就労を制限されたり休業を強いられることで収入が減少し途絶した場合、衣食住を維持することが困難となり、生存が脅かされる事態に直面する世帯も少なくありません。

こうした休業による損失への一部の手当て、勤労者の解雇、就労制約による収入の途絶、減少、学校の休校に伴う保護者への休業手当等について、一部の支援策がスタートしていますが、これらの実施にあたり、速やかに支給が得られるべく、手続きの簡略化、要件の弾力的運用等の対応がされるべきです。

また、休業・営業活動の制限の要請等は、感染症のまん延防止という、公共の

重大な利益のために営業活動の自由を規制するもので、憲法29条3項の趣旨に則り、適切な補償がされるべきであり、国に対して、休業等への補償の措置をとるよう求めます。

更に、既に差押えを禁止する特例法が成立した特別定額給付金はもとより、雇用調整助成金、持続化給付金等、市民の生活や事業継続に必要な不可欠な支援のための様々な給付金、助成金についても、差押えを禁止する特例法を制定し、支援の実効性が図られるべきです。

(2) 地方自治体への臨時交付金の大幅な拡充を図り、地方自治体における市民への支援について財政的裏付けを図ること

新型コロナウイルスの感染被害の実態は、地域によって程度に大きな違いがあります。

地域の被害の実情を把握した自治体によって、長期化に伴う地域のニーズに対応した施策が、具体的にとられる必要がより重要になっています。

しかし財政規模の脆弱な地方自治体では、十分な施策をとるには無理がありません。

国の地方自治体に対する臨時交付金は、その用途の多様性、ニーズの規模から、現状あまりにも少ないといわざるを得ません。これを飛躍的に拡充し、かつ運用の実質的判断を地方自治体に委ね、国は、地方自治体の感染防止対策や国民生活、社会経済の維持・確保のための施策について、財政的裏付けを図るべきです。

(3) 生活を直撃される貧困世帯への対応、家賃補助、アルバイト学生への支援等、現在検討が開始されたものも含め、上記(1)、(2)の課題は、今後の中・長期的感染症対策の財政支援として、優先順位の高いものとして位置づけ、速やかに追加等措置がされるべきです。

2 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染者や医療従事者、その家族の方々への中傷、差別的対応がなされています。しかし、そのようなことは、とうて

い許されることではなく、社会生活の中で、人々への中傷、差別がされることに、当連合会は強く抗議します。

また、長期化する外出自粛生活の中で、家庭内でDVや子どもへの虐待等が増加しています。このような時期に、感染拡大防止の観点から、関係機関の対応そのものが躊躇されるということがあってはならず、むしろ、感染拡大防止に最大限の注意をしながら、関係機関の対応を強めていくべきであり、国は地方公共団体のそのような取り組みを支援すべきです。

更に現在の危機に便乗して、詐欺や詐欺的商法、不当な価格の商取引が生じています。

中傷や差別、DVや虐待、消費者被害、さらに社会経済の停止に伴い困窮した世帯や事業者のため、弁護士会は、電話相談等による積極的な取り組みを始めています。当弁護士会連合会はこの取り組みを支援していきます。

- 3 裁判所は、緊急事態宣言が発出されて以降、一部の緊急性を要する業務等を除き、裁判や調停等の期日を取り消す運用を行ってきましたが、宣言期間が延長されたことに伴い、5月7日以降も同様の対応がされてきました。

しかし、このたび、最高裁判所から、特定警戒都道府県を除き、感染拡大防止のため業務の縮小を続けながらも裁判の再開を検討するよう、各裁判所に通知が行われました。

裁判所においては、今後の具体的な運用について、必要に応じて、当連合会または各弁護士会との協議および各担当の弁護士、代理人弁護士、当事者等の意見も聞き、事案の事情を考慮しつつ、感染症拡大防止の対策を工夫しながらも、調整を図り、司法機能の維持に努められることを求めます。

- 4 当連合会は、新型コロナウイルス感染症のまん延による被害の増大、長期化に対して、市民の生活と権利、社会経済の維持・継続が確保されるべく、以上のとおり国及び関係機関に求めるとともに、日本弁護士連合会、各地の弁護士会、弁護士と共に必要な課題に取り組んでいく所存です。